

令和7年度 第1回静岡県環境審議会 会議録

日 時	令和7年6月4日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
場 所	県庁本館4階 特別会議室
出席者 職・氏名	<p>委員（敬称略、五十音順）（委員17名） 秋本 智彦、伊丹 雅治、井上 隆夫、小野寺 郷子、木村 浩之、小杉山 晃一、小南 陽亮、五明 玲子、近藤 多美子、塩沢 秀明、谷 幸則、中川 教子、名倉 光子、藤川 格司、牧野 正和、望月 鉄彦、山本 早苗</p> <p>事務局（県側出席者）（15名） 縣くらし・環境部長、望月くらし・環境部理事（水資源担当）、伏見くらし・環境部参事（生活環境・安全担当）、佐藤くらし・環境部参事兼環境政策課長、大川井くらし・環境部参事（自然共生担当）兼環境ふれあい課長、清環境局長、小林環境局参事、寺澤自然保護課長、浅見鳥獣捕獲管理室長、松野富士山・南アルプス保全室長、西尾廃棄物リサイクル課長、加茂生活環境課長、望月水資源課長、岩本盛土対策課長、阿部衛生課長</p>
議 題	<p>1 諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ第6期）の変更 ・ 太田川圏域流域水循環計画の策定 <p>2 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水源保全地域の指定区域の変更 ・ 温泉部会審議結果
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度第1回静岡県環境審議会 次第 ・ 座席表 ・ 静岡県環境審議会 委員一覧 ・ 静岡県環境審議会 特別委員一覧 ・ 県側出席者一覧 ・ 静岡県環境審議会条例 ・ 諮問事項 第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ第6期）の変更 【資料1-1, -2, -3】 太田川圏域流域水循環計画の策定 【資料2-1, -2, -3】 ・ 報告事項 水源保全地域の指定区域の変更 【資料3】 温泉部会審議結果 【資料4】

1 議事

(1) 諮問事項

- ・第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ第6期）の変更
- ・太田川圏域流域水循環計画の策定

(2) 報告事項

- ・水源保全地域の指定区域の変更
- ・温泉部会審議結果

2 審議内容

(1) 会議成立の確認

委員 20 人中 17 人出席を確認。環境審議会条例第 6 条第 2 項に基づき、会議成立。

(2) 諮問事項

(会長)

皆さんこんにちは。本年度から委員となられた方々をお迎えして、気持ちも新たに審議会を進めたいと思います。活発な意見や質問を期待します。ご協力をお願いいたします。

それでは議事に移ります。次第に沿いまして議事を進めます。円滑な議事進行へのご協力をよろしくお願いいたします。

本日は諮問事項が 2 件あります。まず、「第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ第 6 期）の変更」について、鳥獣捕獲管理室長から説明をお願いします。

(鳥獣捕獲管理室長)

自然保護課鳥獣捕獲管理室長でございます。座って説明をさせていただきます。9 ページをご覧ください。諮問事項といたしましては、「第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ第 6 期）の変更」についてでございます。

この内容の説明については、PowerPoint で説明をさせていただきます。12 ページをご覧ください。

まず初めに、現行の第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）の概要についてご説明いたします。

特別天然記念物であるカモシカの計画は、令和 4 年 4 月から 5 か年の計画で策定しております。捕獲が禁止されている南アルプスの保護地域。図でいう一番上の赤い地域。それに隣接している、被害が顕著な区域、図のオレンジ色の区域が計画対象区域となっております。

次に、この計画の背景的なものをご説明いたします。

このカモシカは、昭和 9 年に、日本の固有種としての学術的な価値が高いということから天然記念物に指定されました。しかしながら、狩猟が禁止されていた期間においても密猟等で数が減少しておりました。そういった流れもありまして、昭和 30 年に特別天然記念物に指定されて保護されることになりました。

しかしながら、次第に生息数が増加いたしまして、昭和 40 年頃から森林被害が問題化してきたために、昭和 54 年に、環境庁、文化庁、林野庁の 3 庁合意という形でカモシカの保護管理方針の転換がなされ、一定の条件下での個体調整が可能となりました。

本県でも、昭和 40 年代に造林木の被害が報告されてから年々被害区域が拡大し、平成 8 年度より、環境部局協力の下、「静岡県カモシカ保護管理及び農林業被害対策計画」を策定し、3 庁の合意に基づいて、個体調整を含む抜本的な被害防除対策を実施してきたところでございます。

平成 14 年からは、県の計画を網羅する第二種特定鳥獣管理計画に計画を一本化して、現在対策を実施しているところでございます。

管理の目標についてでございます。

管理の目標は、人とカモシカが共存することができるよう、カモシカにより被害が発生している地域を特定し対策を進め、農林業に対する被害の軽減を図ることとしています。

科学的・計画的な保護管理を推進することで、保護を図りつつ被害を軽減して、人とカモシカが共存できることを目指しており、個体調整を実施する各市町が、どの程度の被害まで抑える必要があるかについて被害削減目標を設定した上で、対策の効果を調査しつつ進めることを基本としております。

県は、捕獲個体の年齢や妊娠率の分析を実施し、カモシカの安定的な維持、保護繁殖に問題ないか、個体群の評価を行ないつつ、市町が実施する被害対策を支援しております。

次に、今の目標を達成するための施策についてでございます。

目標を達成するための施策としましては、3つの施策を実施することとしております。

まずは、①の「非捕殺的被害防除」です。

特別天然記念物であるため、基本的には捕殺しない方法を原則とし、防護柵の設置を優先して実施しております。

また、カモシカ被害は同じ地域に生息しているニホンジカ被害と混同されることが多いため、より被害が激害化するニホンジカ対策を同時に実施するように促しつつ、自動撮影カメラ等で加害種がカモシカだと特定された場合には、②の「個体調整」を実施いたします。

それから③ですけれども、「森林の適切な管理によるカモシカの生息域の管理」です。これは、長期的にカモシカの生活の場となる広葉樹林の維持管理、育成に努め、個体群の安定的な維持、保護管理に寄与していくというところでございます。

ここから、今回の諮問内容の計画変更についてご説明いたします。

変更内容は、島田市の管理計画区域について、現行の旧川根町のみから島田市域全域に変更するという内容です。

理由につきましては、島田市においては旧川根町のみが管理計画の対象区域に入っておりました。しかしながら、旧金谷町や旧島田市の区域にもカモシカの生息域が拡大しており、島田市が数年かけて旧金谷町、旧島田市の調査をした結果、防護柵を設置した植林地、農地等においてもカモシカが侵入して被害が発生しているという実態がありまして、島田市から区域拡大の要望があったということによるものです。

この区域拡大については、有識者等で構成しております県カモシカ管理検討会において昨年9月に同意を得ているところでございます。

この区域の変更について、対象区域図のほうで見ていただくと、このような形になります。右側の「変更後」の図面ですけれども、その赤い点線の丸のところを区域を拡大する部分になります。

島田市の拡大地域におけるカモシカの具体的な被害状況についてご説明します。

近年、カモシカを目撃情報が市南部の旧金谷町や旧島田市に拡大しておりまして、農林業被害が起きているとの報告が市のほうに上がってきております。

令和5年度の調査では、旧金谷町の高熊地区のヒノキ造林地で被害率50%の被害も発生しているところでございます。この場所は防護柵も設置した箇所ですけれども、センサーカメラ等で加害種がカモシカであることを特定しているところでございます。

今後のスケジュールでございます。

(1)「環境審議会での審議」ということで、本日6月4日、諮問をいたしまして、現在日程調整中ですが、鳥獣保護管理部会での審議を7月頃に実施したいと考えております。それから第2回の環境審議会でも答申というスケジュールを考えております。

(2)「県公報による告示」ということで、9月末に変更に係る告示。

(3)「カモシカ管理検討会での今年度計画の検討」といたしまして、9月末までに、毎年計画しています県カモシカ管理実施計画の検討、策定を行ない、④「環境省への届出」で、環境審議会への諮問書の写し、環境審議会の答申の写しを添付した上で届ける。このようなスケジュールで考えているところでございます。

以上が説明でございます。

(会長)

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。

それではお願いします。

(委員)

これは、今説明いただいたスケジュールで、これから部会での審議に具体のところはなるのかなと思います。それに先立って、ちょっと2点教えていただきたいんですが、カモシカが最近、低標高域ですね。場合によっては都市部にでも出没するというのは結構いろいろニュースにもなっていて、確かにそうなっているのかなと思いますが、その原因をしっかりと考えた上でないと適切な対策が取れないのかなと思います。

それで、その原因についてどうお考えになっているのかというところを教えてくださいたいんですが、基本的には2つ可能性があって、カモシカの数が増えているので、そのまま本来いなかったような、あまり出てこなかったような低標高域までどんどん出てきてしまっていると。シカと同じような理由ですね。

もう1つ、カモシカが本来生息しているような山地、特に高標高域ですね。そこでシカが増えてしまったために、シカに圧迫されて低標高域に出てきてしまっているという2つの理由が考えられるんですが、そこら辺はどのように見込んでいらっしゃるのかというところと、もう1点は、農林業に被害が出ているということですが、シカの被害とカモシカの被害を識別されているのかという、この2点について教えてくださいたいと思います。以上です。

(鳥獣捕獲管理室長)

ご質問ありがとうございます。まず1点目、このカモシカの原因についてでございます。

今、2点「こうではないか」ということを挙げていただきましたけれども、まず1つ、シカに追われてというのは当然あると考えております。そうしたところで、かなりシカの捕獲していかないと、やはりカモシカが追い出されてしまう。鳥獣同士密接につながっている部分がございますので、カモシカだけ見るんじゃなくて、シカの対策も進めつつ、モニタリングをしながら、その辺の原因なんかも探りながらやっていくというふうに考えております。

あと、数については、なかなか厳密に把握するというところは難しく、南アルプスの一番保護すべき区域の調査でも、そんなに増えてはいない。ただ分布域としては、かなり海のほうまで出没が見られるとか、広がっているのは確かというところ。そこら辺もしっかりとモニタリングをしながら対策を進めていくということは考えているところでございます。以上です。

(委員)

あと、農林業の被害、シカとカモシカの被害は区別されているのかということですが。

(鳥獣捕獲管理室長)

すみません。2点目の質問の、シカとカモシカの被害の区別のほうです。

区別はして、「カモシカの被害」と特定して個体調整を行なうようにしています。具体的には、例えばカモシカ特有の、ため糞があるとか、あるいは場合によっては、「カモシカかシカかどっちなんだろう？」というのをDNAの識別キットで確認しながら対策を進めているところでございます。あとセン

サーカメラで確認する等、そういったことで進めているところでございます。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

はい、ぜひお願いします。

(委員)

ありがとうございます。

先週尾瀬に行ってきたんですけど、あちらのほうも鳥獣被害が随分増えていると伺って、カモシカの被害のことですが、カモシカとニホンジカの違って、一般の人はあんまり分からないですね。

富山県にカモシカのマニュアルというのがあって、それを見たら、すごく明確に、カモシカとニホンジカの違いとか、あるいは防護柵の値段の違いとか対策のやり方とか、あとため糞のこととかも、すごく丁寧に説明されていて、とてもよく分かったんですけど、審議会は、確かに専門の先生たちが話し合うので専門のことで分かると思うんですが、実際に被害に遭う農家の方たちが、確実にカモシカの被害なのかニホンジカの被害なのかとか。富山県の資料で見ると、一番多いのはやっぱりイノシシで、その後が猿で、次がカモシカで、ハクビシンで、たしかニホンジカみたいな順位だったと思うんですけど、そんなようなことを、やっぱり一般の人が知っていて、その違いがどう分かるかというのもとても大事なことかと思うので、県としてはどんな感じで——登山する方とか、あと農業の方たちが——鳥獣害の区別みたいなこととか、あとそれによって対策も、随分お金のかかるものやら、いろいろあるみたいなので、それに対する対応の仕方と、あとモニタリングのカメラですけど、カメラってすごくいいと思うんですが、値段も高いし、なかなか設置する場所とかも選べない。そういうようなところを公平にとか、予防できるようにとかというような感じで対策できるような予算があって、ちゃんと実施されているのかなとか。こんな質問で申し訳ありません。以上です。

(会長)

いい質問ですよ。

(鳥獣捕獲管理室長)

ご質問ありがとうございます。農家の方は、やはり現場に出ているので、カモシカは比較的じっとしていたりするのを、実際直接目撃する。そういうので被害の状況は感覚として分かる部分もあるのかなというところ。

ただ、シカは夜に行動して悪さをするが、カモシカのほうが昼間に出没して目立つので、農業者の印象としては、本当はシカのほうがたくさん被害をもたらしているんだけど、カモシカのほうが悪いんじゃないかというような感覚を持つ可能性はあるというふうには感じております。

あと、そのほかイノシシは、荒らし方が違ったりだとか、食べ方が違ったりするので、現場に近い方はある程度被害の判別はできるのかなというところですよ。

鳥獣の関係の対策というのは、環境省、環境部局だけではなくて、農林業被害ということで、県という経済産業部、国という農林水産省。そこの2つが連携して対策を進めているという形になっております。

農業被害とか、農林水産省の交付金で、被害を防止するための柵、直接畑に被害を及ぼしている鳥獣の捕獲といったことに対しても予算化されております。環境省でも、捕獲とか調査の予算というのはございまして、そういう予算を活用して、ニホンジカについて県が管理の捕獲を進めているところでございます。全体としては、そのような形で鳥獣害対策を進めているというところですよ。以上です。

(委員)

ありがとうございます。そうですね。確かにそのとおりだと思うんですけど、農家の方が農業をされなくなっていくというような現状も多分あらわれてですね、森林を守っていくためには、やっぱり農家の方がちゃんと働けるような状況とかというのも重要なので、確かに対策のお金は出るけど、農林水産省と一緒にやっていくというのは本当にそのとおりだと思います。ありがとうございます。

カモシカの被害についても、確かに昼間行動するのがカモシカで、ニホンジカは夜に行動するというような生態らしいので、そういう意味では、本当に区別が私はつかないのかなというふうになっちゃうかと思って聞いてみました。でも、農家の方がいていただければ、そういうふうなことをちゃんと見ていただける。「昼間にカモシカを」というようなことで、やっぱり両輪でぜひお願いします。ありがとうございました。

(鳥獣捕獲管理室長)

ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございます。ほかに、ございますか。どうぞ。

(委員)

どうもご説明ありがとうございます。今回の「第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ第6期）の変更」につきまして、私はこの変更賛成でございますが、一方、2点ほど、この変更に伴いまして教えていただきたいところがございます。

まず、管理目標ですね。今回の資料の13ページ、(5)の中に「被害削減目標設定」という目標値がございます。こちらの設定値に関しましては、島田市が新たに設定するというような理解でよろしいのでしょうか。

あわせて2点目なんですけど、今回、計画地区が市街地に近いところにまで区域が広がっているように感じております。個体調整を行なう場合、周辺住民への案内や注意喚起の方法については、今後どのようにされるのか。あるいは島田市と意見交換等がされているのか。このような情報について教えていただければと思います。以上です。

(鳥獣捕獲管理室長)

ご質問ありがとうございます。まず、1点目の被害削減目標設定についてでございます。

委員に言っていたとおり、この被害削減目標というのは、島田市が新たに設定するものになります。このカモシカの第二種特定計画では、目標を達成するために必要な項目等について、対象市町が毎年度管理計画を作成することとしているところです。その毎年立てている市町計画の中で、島田市が削減目標を設定するというような形になります。

具体的なイメージといたしましては、新しく変更する前の島田市の計画ですと、被害面積の3割削減を目標として掲げているところで、旧金谷町、旧島田市、加わったところについても、同じような目標を掲げていくことは想定しているところでございます。

それから、2点目の質問でございます。市街地に近いところが今回の区域に加わるということで、注意喚起などの方法は大丈夫か、どのようにしていくのかというところでございます。

今回計画する旧金谷町、旧島田市におきましても、カモシカ以外のニホンジカ、イノシシ等による被害というのもございます。そういったところは、県の管理捕獲とか市の有害鳥獣捕獲等で捕獲という取組は既に行われているところでございます。

鳥獣の捕獲時には、畑などの土地所有者への事前の許可だとか、あるいはわなへの標識の設置。あとはそのほかにも、実施地域の要所に、注意喚起のための看板やチラシ、そういうものを設置してもらって、事故のないようにしていただいているところでございます。カモシカについても、同じよう

に周辺住民への案内とか注意喚起を行なって、安全には十分留意して実施するように、捕獲する市町に、あるいは捕獲従事者には指導してまいりたいと思います。

市町とのやり取りも密にするようにしていますので、しっかりと連携を取って進めていきたいと思っておるところでございます。以上でございます。

(委員)

ありがとうございます。おっしゃるとおりであると思います。

ここからは感想なんですけれども、第4次の静岡県環境基本計画の指針の中に、今回の島田市とは異なりますが、伊豆・富士地区のニホンジカの推定生息頭数について、数値目標があったかと理解しております。今までこういう変更は何度もあったかと思いますが、今回のように、島田市と被害削減目標値を設定しながら意見交換を進めていく中で、何らかの有効な削減手当てというものが見つかりましたら、ぜひそういった数値目標のあるところにも適用して行って有効活用していただければなと思っております。どうもありがとうございます。

(鳥獣捕獲管理室長)

ありがとうございました。

(会長)

どうもありがとうございました。ほかにもございますか。はい、どうぞ。

(委員)

13ページにあります施策の一番最後ですね。「森林の適切な管理によるカモシカ生息域の管理」というのがありました。「広葉樹林等の維持管理、育成に努める」とありますので、こういうものをきちんと維持管理をすれば、カモシカが下のほうに下りてこない。あるいは農作物の被害を防げるのではないかというようなご意見かと思います。

私も正直言うと、蓬莱橋の向こうにいたカモシカを見たこともありますし、しょっちゅう出会うこともあるんですけれども、農家としてみては、農業をやる人と林業をやる人の被害度数って、シカに対しては全然違うと思うんですね。林業の方は本当にニホンジカ被害が大変だと思いますし、逆にカモシカというと、農業、あるいは林業両方に被害があるのかなというふうに思います。

今、お茶の植え替えをしています。そうすると、お茶の植えたばかりのところの芽を全部食べられてしまうというような被害を最近ちょっと耳にします。先ほど委員が言われたように、農家は生活がかかっておりますので、これが何の被害によるかというのは承知しております。ですから、ハクピシンに対する被害でしたら防護柵はこの高さ。下をくぐってくるものですから地面のぎりぎりまで入れるというようなこともしていますし、シカは逆に上を飛び越してくるのでちょっと高めに設置をすとか、それぞれが対応しております。でも、その都度そのものに対する柵を作り切れるかという、なかなかそうではないと思います。

今農家さんもなかなか減っておりますので、一軒の農家さんの農地面積が逆に大きくなっています。ですから、そこに対する対策費というのがなかなか思うように下りてこないものですから、やり切れていないというのも正直なところですね。「何か自分たちがおりの中で仕事しているみたいだね」というのが農家さんの最近の言葉なので、ぜひ早くに伸び伸びと作業ができるように、いい柵ができるといいなというふうに思いますので、広葉樹林等の維持管理がしっかりできればそれが減るということであれば、ぜひ林業の方に頑張ってもらって、その部分で対策を立てていただければ個々の農家さんの負担も減るのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(鳥獣捕獲管理室長)

ご意見ありがとうございます。森林の広葉樹林の維持管理といった部分でございますけれども、例えば今年度までに關していいますと、森林(もり)づくり県民税とかで、なかなか奥地の手の入らな

い山のところの針広混交林化を目指した施業とかというようなことも取り組んでいるところでございます。

林業のほうも、やはり何らかの、いろんなお金になる、回っていく仕組みがないと、ボランティアで森林整備というのはできない部分がありますので、そこは経済産業部の部分になりますけれども、連携して取組を進めていければと考えているところでございます。以上でございます。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。ほかにもございますか。よろしいですね。

この件につきましては、鳥獣保護に関する知識、経験等を有する方々により、専門的な見地から詳細な審議を行なう必要があると考えます。つきましては、鳥獣保護管理部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

オンライン参加の方は、ご異議がある場合は「挙手」ボタンにてお知らせください。異議なしということで、それではそのように決定いたします。

鳥獣保護管理部会では、先ほど出ましたご意見を念頭に置きながら整理をしていただきたいと思います。

なお、部会の検討結果については、また改めて本審議会に報告していただき、審議会として答申することといたします。どうもありがとうございました。

続きまして、「太田川圏域流域水循環計画の策定」につきまして、水資源課長から説明をお願いします。

(水資源課長)

水資源課長です。諮問事項であります「太田川圏域流域水循環計画の策定」について、ご説明いたします。着座にて失礼いたします。16ページをお開きください。

本案件の資料は、資料2-1から2-3までとなっております。資料2-1は諮問書の写し、資料2-2は今回の諮問事項の概要となっております。私からは、資料2-3のPowerPointを用いてご説明いたします。20ページをお開きください。

20ページの下段に本日の説明の流れを記載してございます。このような流れで説明いたします。

次の21ページをご覧ください。

初めに、流域水循環計画についてです。

水循環保全条例第15条において、流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、必要な流域ごとに流域水循環計画を定めることとしております。

「健全な水循環」の定義でございますが、イメージ図で示すように、人の活動と環境保全に果たす水の役割が適切に保たれた状態のこととされております。自然環境と相互に作用しながら人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たす、この健全な水循環を保全するため、流域に関わるあらゆる主体が連携し、施策を効果的に推進するため、本計画を策定します。

紙資料の方は下段をご覧ください。流域水循環計画の策定根拠について説明いたします。

流域水循環計画は、水循環基本法に基づき国が策定する水循環基本計画の中で、地方公共団体等が努力義務として策定することとなっておりますが、前のスライドで説明したとおり、県の水循環保全条例においては「計画を定めること」と規定しております。

水循環計画が策定されますと、内閣官房水循環政策本部事務局のホームページで計画が公表されます。昨年度策定しました浜名湖圏域流域水循環計画は3月に公表されております。

資料の 22 ページをご覧ください。スライドの 5 枚目です。

本題に入る前に、昨年度実施されました国の水循環基本計画の改正について、ご説明いたします。

昨年度 8 月に国の水循環基本計画が改正されまして、今後おおむね 5 年間に於いて重点的に推進する取組が示されました。この中で「流域総合水管理」という考え方が新たに示されました。流域総合水管理とは、あらゆる関係者により、AI やデジタル技術などを活用して、流域治水、水利用、流域環境の保全等に一体的に取り組み、水災害による被害の最小化、水の恵みの最大化、水でつながる豊かな環境の最大化を目指すことをいいます。これらの 3 つの要素において利益が相反する部分は適宜調整し、相乗効果が得られる部分は効果を高めるように施策を進めていくものです。この考え方を取り入れながら計画を策定しまして、流域に関する施策を推進していきたいと考えております。

次に、スライド 6 番です。

先ほどの国の基本計画の改正を念頭に、流域水循環計画の策定目的を「流域総合水管理の考え方を踏まえた流域マネジメントの一層の推進」といたします。

「流域マネジメント」とは、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域、地下水盆等において、健全な水循環を保全するため、関係する行政等の様々な主体が連携して活動することをいいます。流域水循環計画を策定し流域マネジメントに取り組むことにより、流域における一体感の創出、流域に応じた課題解決策の効果的な実施、流域のブランド力の向上による地域の活性化など、様々な効果を生み出すことが期待されております。

資料の 23 ページをご覧ください。

この計画の性格について説明します。

1 つは、理念や将来目指すべき姿を共有し、これまで個々に実施してきた水循環に関する施策等を連携して実施することが期待されます。

上下流での連携、国、県、市の連携、あるいは同一区域、同一課題において取組を実施している民間団体や市民活動団体等との連携などが考えられます。こうした連携の視点を計画に盛り込んでいきたいと考えております。

もう 1 つは、既存の施策で対応できていない課題を新たな取組につなげることです。現状や課題を抽出し共有する中で、各組織で対応できていない課題がある場合には、対応を検討し、必要に応じた新たな取組を推進することにつなげていきたいと考えております。

太田川圏域の概要についてご説明いたします。

本県における流域水循環計画は、一級河川水系及び主要な二級河川水系を中心に県内を 8 圏域に区分し、圏域ごとに策定をしております。先にも説明したとおり、昨年度は浜名湖圏域において計画を策定し、本年度は太田川圏域と富士川圏域において計画策定に着手いたします。

資料の 24 ページをご覧ください。

太田川圏域流域水循環計画は、太田川水系の流域及び弁財天川水系の流域を対象とする面積 532km²の圏域です。関係市町は、磐田市及び掛川市の一部、袋井市及び森町の全域、この 3 市 1 町が対象となります。

紙資料の下段のほうをご覧ください。

太田川圏域の水循環を取り巻く現状について説明いたします。

「水質」に関しては、大規模な降雨後に太田川ダムからの濁水放流が長期化しており、河川環境や利用への影響が懸念されていることから、太田川ダム濁水対策検討会の検討結果に基づき対策が進められています。

「水量」に関しましては、特に天竜川水系、天竜川下流用水の受益農地において天竜川の取水制限の影響を受けており、天竜川水利調整協議会が濁水時の水利調整を実施しております。

「災害・治水」に関しましては、本圏域に限ったことではございませんが、気候変動に伴う豪雨の激甚化による水害等が発生しておりまして、「流域治水プロジェクト」や、それを具体化した「水災害対策プラン」等により、あらゆる関係者が連携し、被害の最小化に向けた取組を推進しております。

「自然環境」につきましては、ここに示した鶴ヶ池など、希少種が生育する水環境が存在しておりまして、「ふじのくに生物多様性地域戦略」の行動計画等に基づく取組を推進しているところです。川づくりなどの協働活動等が盛んに行われている地域もありまして、県も、関係課がこうした活動の支援を継続しているところです。

紙資料につきましては25ページをご覧ください。

計画の策定、施策の推進体制について説明いたします。

赤色の、国、県、市町で構成されます太田川圏域流域水循環協議会が中心となり策定を進めていきます。計画の進捗状況は、協議会から、青色の水循環保全部に適宜報告します。

また、計画の策定過程において、適宜県環境審議会の皆様からのご意見をお伺いし、計画案に反映してまいります。並行して、関係団体等に対してアンケートを実施し、それらの意見も計画案に反映していきます。

計画策定後の推進体制についても同様に、流域水循環協議会が中心となり、関係機関や団体、事業者等と連携し、取組を推進します。取組の進捗を確認しつつ、進捗状況は適宜流域水循環協議会から水循環保全部に報告し、また適時に県環境審議会に意見を聴くこととします。

計画期間は10年間とし、策定5年後に中間評価を実施するとともに、水循環を取り巻く情勢に応じて計画の見直しを検討いたします。

最後になりますが、計画の策定スケジュールについて、ご説明いたします。

環境審議会及び水循環保全部会については、上段の緑色の部分になります。本日の審議会への諮問の後、水循環保全部会において3回程度審議を行ない、いただいた意見を計画に順次反映いたします。①が現状と課題を整理した段階、②が理念・目標・施策を取りまとめた段階、③が計画案がまとまった段階で、それぞれ審議をお願いする予定となっております。

1月に審議会から答申をいただいた後、県内部で最終調整を経て、3月に計画の決定を目指してまいります。

以上で、「太田川圏域流域水循環計画の策定」について、説明を終わります。

(会長)

それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。では、お願いします。

(委員)

ありがとうございます。前回の浜名湖のほうの計画から次の計画ということで、今回の太田川流域に関しては、本当に市町がたくさん関係していて、住んでいる方の状況とかもいろいろで、特に言っていたいてすごくいいなと思ったのは、「連携して」ということで、今まで各市町がやっていた計画なんかでは課題が上がってもなかなか取り組めなかったこととかに関しても、解決策を見いだせるような計画づくりをしたいというふうにおっしゃっていたので、ぜひそういう形で、地域が結構広がっていますし、太田川の支流で、22年の台風15号とか、たしかその次の年の台風2号でしたっけ？大分支流で被害があったりというような、さっきの豪雨の激甚化という話も、実際に体験されているところがたくさんあるような気がしますので、ぜひそういうふうに、一体で皆さんが共有して取り組めるように、情報をちゃんと集めてつくっていただけるといいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。何か感想ですみません。以上です。

(会長)

今のは感想？

(委員)

これは感想ですね。質問じゃないですね。でも、具体的にどんな課題があると考えているのかなというのはいきたいような気もするけど、いいです。これからですもんね。これからやることなので。

(会長)

水資源課長さん、何かありますか？

(水資源課長)

ありがとうございます。連携というところでは、県庁内の関係部署が連携して、いろんな施策を、まずこの計画の中に入れ込みます。さらにその後、例えば新しい施策を考えるときに、これらに載っている施策に肉づけするような形でうまくできていけば、非常に連携した取組ができるのかなと考えておりますので、そういったところにも活用できるようにつくっていきたいと思っております。

(委員)

ぜひよろしくお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。ほかにございますか。

(委員)

いいですか。私、地元なものですから。

(会長)

委員、お願いします。

(委員)

実は私、NPO法人「とうもんの会」というところで承っています、国、県、市町の田園空間整備事業で整備された建物のところで仕事をさせていただいています。この「とうもんの里」の区域が、磐田市、掛川市、袋井市、3市にまたがるものですから、まるっきりこの太田川流域に関わります。

私のほうは農業のほうから言わせていただくと、水田の水利というのが一番大きく関わってきますが、この治水ということをきちんとしてもらわないと、例えば大潮のときに集中豪雨があると、もう確実に田んぼは水に埋まります。外に吐けないですね。太田川自身は海に抜けています。ところが浅羽地域には一切海へ抜ける川がありません。ずっと掛川、大須賀の一番外れ。それも、昔から「横川」というんですが、海の1本中側に横に走っているんですね。海に向かって縦に走っている川がないのですから、非常にたまりやすい。もともとたまる場所なんですね。水田しかできないので、もともとが水田の場所になっているんですけども、本当に台風や、今でいう集中豪雨みたいになったときに、人家ももちろん床上浸水になるところもございますので、その治水計画をまずしっかりしていただきたい。

それから、今、多分田んぼのほうの入水は、太田川流域の水利のほうでパイプラインで入ってくるかと思いますが、排水路のほうは、いまいちきれいにスムーズに水が吐けるようになっていないかなというふうに思います。

それからもう1つ、上下水道がまだまだ整備ができておりません。下水道の普及率がどのぐらいか、3市のを計算しないと分からないですけども、まだまだ下水道の整備もできておりませんので、本当に安心してこの水をきれいに後世に残すような計画にさせていただいて、水辺を怖がるのではなく、水辺を楽しむというようなところに持って行っていただくとありがたいかなと思います。

私の友達は太田川流域に住んでいて、「本当にこれが海につながっているんだろうか」と、家族みんなでカヌーに乗ってずっと川を下って海へ出て、「やっぱりつながってた」と。それで本当に感動

したというのをずっと YouTube で上げてくれていました。ですから、そういう取組も、多分川の中から見ると問題が見えてくるのかなというふうにも思いますし、今は別に乗らなくてもドローンで見ることでもありますので、川のほうから見た楽しみ方、あるいは問題の解決の方法とか、そういうものも少し、何か遊び心のある方法で、県民の皆さんに、「今ここのところを整備しているよ」「今現状こうだよ」「こんなふうにしたらいいよね」「皆さんも何か楽しむ方法ありませんか」みたいなのを、川としての流れを楽しんでもらえるような仕組みもしてほしいし、「だから、ここの田んぼにこうやって水が入って皆さんのお米が取れるんだよ」というようなことも理解いただけるような形にさせていただくと本当にありがたいかなと思います。

私たちも一生懸命そちらをアピールして、田んぼの生き物調査であるとか、豊かな海をつくるには森林が大切だというようなことも日々子供たちに伝えておりますが、そういう良い方向で資料として子供たちに与えるものができればそれに越したことはないし、「こういう計画をつくることって、こういうことにつながるんだね」というのが分かりやすいようなものが出てきてくれると県民の理解も得られるし、それから地域でみんながそこを守っていくという姿勢になってくれるとありがたいなというふうに思いますので、情報発信をどういうふうにするかというところを、ともかく頑張っていたきたいかなというふうに思います。できたら、ぜひ「とうもんの会」のほうに送ってください。私たちも一生懸命PRします。よろしくお願いします。

(水資源課長)

ありがとうございます。先ほど説明の中で、アンケートを取るというようなことも話をしたんですけども、資料の25ページをご覧いただければと思います。

25ページの上段なんですけれども、先ほど説明した、下の赤い囲みの中の「協議会」というところなんですけれども、ここがまず中心になって計画を策定するんですけれども、ここは主に行政機関が構成していますので、そこだけですと、どうしてもやはり行政的な視点でしか物事がまとまらなくなってしまいますので、右のほうに「意見交換」という両矢印が描いてあるかと思うんですけれども、ここで関係団体等に意見を聴くようなことをしていきます。ここでどこまで集めるかというところで、かなり中身が変わってくるかなと思いますので、ここでどういう方に意見を聴くかというところを、しっかりと関係市町にも聞きながら進めていきたいと思っております。

委員がおっしゃいました情報発信というところも、どういう団体で情報発信するかというのも考えていかなきゃならないかなと思いますので、そういったものも含めて今後検討していきたいと思っております。

(委員)

よろしくお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。部会のメンバーにも入れたいぐらいなものですね。ほかに、ございますか。はい、どうぞ。

(委員)

今回、太田川水域の水循環協議会ということで、丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。

それで、この協議会の構成のところ、県と市町、具体的には磐田市、掛川市、袋井市、森町が一緒になってやっていくという話だったんですけど、この構成の中に、一応国というのも入っています。具体的には、国は国交省になるのかなと思うんですけれども、県として、国にどういうことを要請していくのかとか、あとは国との分担をどうするのか。そういう交通整理も非常に重要じゃないかなと思うんですけれども、そのあたりの計画といいますか、どういうふうに進めていくのかという、何か

具体的な話はあるのでしょうか。よろしくお願いします。

(水資源課長)

質問ありがとうございます。この中で、協議会のメンバーとして、国のほうが入っているところは、まず農林水産省が入ってございます。それから林野庁が入ってございます。これは水源地の森林を持っているということで林野庁も入っているんですけども、農水省につきましては、先ほど「水量」のところで「天竜川の水が関係していますよ」という話をさせていただいたんですけども、水利権を農林水産省が持っていて、例えば農業用水をこちらの太田川水系に引っ張っているものですから、そういった面で農林水産省にメンバーに入らせていただいております。

国交省のほうは特にここに入っていないんですけども、県の交通基盤部のほうで河川部局が入ってございます。それから、同じく交通基盤部では港湾局とか都市局のほうにも参加いただいております。それから、県の企業局等にもメンバーに入ってもらっております。

先ほど言った農林水産省に関しましては、やはり水利調整の関係がございまして、そういった面でも入ってもらっているんで、そちらの意見をいただくようなことを考えてございます。以上です。

(委員)

どうもありがとうございます。

(会長)

じゃ、よろしいですかね。どうぞ。

(委員)

1点だけ、すみません。リバーフレンドシップの関係で、ご協力いただいて、まさに協働していただいているということでもありますけれども、私がよく耳にするのは、なかなか後継者といいですか、高齢化が進んでいて持続可能なものになっていないようなケースもあるというふうに聞いていますので、関係団体の皆さんと意見交換をされるということでもありますので、ぜひそういった視点で、このリバーフレンドシップはすばらしい取組だと思いますので、どうやったらこれが今後も続いていくのかというところを、よく意見交換していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。そういった状況が、この太田川の現状が分かればまた教えていただければと思います。

(水資源課長)

ありがとうございます。リバーフレンドに関しましては、交通基盤部の河川部局のほうと情報を交換しながら、意見のほうもお伝えして、こういった後継者の問題とか——リバーフレンドだけじゃなくて、農業サイドでもやはり後継者不足というところが問題になっておまして、農地の保全とかといったものも問題になっております。同じような問題かなと思いますので、こういうことにつきましては、この中でも話合いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

どうもありがとうございました。もういいですね。

この件につきましては、水循環に関する知識、経験等を有する方々により、専門的な見地から詳細な審議を行なう必要があると考えます。つきましては、水循環保全部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで。オンライン参加の方は、ご異議のある場合は「挙手」ボタンにてお知らせください。特になしと。異議なしということで、それではそのように決定いたします。

水循環保全部会では、先ほど出ましたご意見を念頭に置きながら整理をしていただきたいと思います。

す。

なお、部会の検討結果については、また改めて本審議会に報告していただき、審議会として答申することといたします。

(3) 報告事項

(会長)

それでは、次に報告事項に移ります。本日は、部会からの報告事項が2件あります。

まず、「水源保全地域の指定区域の変更」について、報告を求めます。それでは水資源課長、よろしくをお願いします。

(水資源課長)

引き続き、水資源課長です。「水源保全地域の指定区域の変更」について、水循環保全部会の部会長に代わって報告いたします。

お手元の資料でいきますと、26 ページ、資料3をご覧ください。

水源保全地域の指定区域の変更につきましては、令和7年5月14日に水循環保全部会による審議を行いました。

1の(1)のとおり、昨年度6月に「静岡県環境審議会条例に基づく決議事項について」の簡易事項に定めていただき、部会の決議をもって審議会の決議とする扱いを決定していただきました。これに基づき、部会での審議結果を報告し、5月23日付けで本審議会から知事に答申をいただいております。

審議内容ですが、1の(2)にあるとおり、令和7年4月1日に5条森林の区域が変更されたことに合わせて、水源保全地域の指定区域を変更することについて審議し、「そのとおり変更することが適当である」という結論をいただきました。

なお、2の「スケジュール」にもございますが、関係機関への意見聴取、縦覧等の手続を経て、6月2日に区域が変更されたことを申し添えます。

水循環保全部会からの報告は以上です。

(会長)

ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。特にはないですね。

続きまして、「温泉部会審議結果」について、報告を求めます。それでは委員、よろしくお願ひいたします。

(委員)

前温泉部会長が退任しましたが、私が引き継いでおりますので、私からご報告させていただきます。よろしくをお願いします。

令和7年1月28日に開催いたしました令和6年度第3回温泉部会の審議結果について、ご報告申し上げます。

お手元の資料4、「温泉部会審議結果(令和6年度第3回)」をご覧ください。

諮問事項である、温泉法に基づく土地掘削及び動力装置の許可申請に係る第1号から第4号議案につきましては、審議の結果、「申請のとおり許可することが適当である」という結論をいただきまして、1月30日付けで知事へ答申いたしました。

温泉部会の審議結果は以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。特にないですかね。特にないということで、次に行きます。

以上をもちまして本日予定された議事は終わりましたが、ほかに何かございますか。よろしいですか。

特になければ、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。